

別海町分別収集計画

令和4年5月31日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会の構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本町においては、平成13年度より分別収集を開始、リサイクルセンターを供用開始しソフト・ハード両面からの容器包装廃棄物の再資源化体制を固めた状況にある。

本計画の推進により、循環型の廃棄物処理が具体化されるとともに、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化、ならびに廃棄物処理経費の抑制が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみ処理循環型社会を目指したごみ収集及び処理体制の充実を図る。
- ・4Rを基本とした地域社会をつくり、ごみ減量化を図る。
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までとし、中間年度である令和7年度に見直しをする。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製の容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	818 t	808 t	799 t	790 t	780 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生業者等それぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

・容器包装の排出抑制とリサイクルに関する啓発活動

分かりやすいごみの分別について記載した「べつかいのごみ出し百科事典」の活用を広めるとともに、広報紙、町ホームページにごみの排出抑制及びリサイクル推進の記事を掲載する。

また、学校や地域社会の場における副読本等を活用した教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大に伴う処理経費への影響等、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみ排出抑制、分別収集、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおりとする。

また、町民の協力度、町が有する中間処理施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

	分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
1	スチール製容器	かん
	アルミ製容器	
2	無色のガラス製容器	びん
	茶色のガラス製容器	
	その他の色のガラス製容器	
3	飲料用紙容器	紙パック
4	段ボール	ダンボール
5	紙製容器包装	紙製容器包装
6	ペットボトル	ペットボトル
7	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製の容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

品目	再商品化方法	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	回収業者に売却 (全量)	43 t	42 t	42 t	42 t	41 t
アルミ製容器		55 t	54 t	54 t	53 t	52 t
無色のガラス製容器	指定法人へ引渡 (全量)	47 t	46 t	46 t	45 t	45 t
茶色のガラス製容器		69 t	69 t	68 t	68 t	66 t
その他の色のガラス製容器		26 t	26 t	25 t	25 t	25 t
飲料用紙容器	回収業者に売却 (全量)	3 t	3 t	3 t	2 t	2 t
段ボール		264 t	261 t	258 t	255 t	252 t
紙製容器包装		89 t	88 t	87 t	86 t	85 t
ペットボトル	指定法人へ引渡 (全量)	91 t	90 t	89 t	88 t	87 t
その他のプラスチック製容器包装		131 t	129 t	127 t	126 t	125 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝ 別海町一般廃棄物処理基本計画で算出した全体資源化量に対し直近3か年度分の分別基準適合物の収集実績割合を乗じて算定した。

また、人口変動率は、第七次別海町総合計画及び別海町一般廃棄物処理基本計画で算出した人口推計を使用する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
14,818人	14,689人	14,559人	14,430人	14,300人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99%	99%	99%	99%	99%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、下表のとおり行う。

	分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
1	スチール製容器	かん	町による定期回収 福祉施設による回収	町 福祉施設
	アルミ製容器		町による定期回収 福祉施設による回収	町 福祉施設
2	無色のガラス製容器	びん	町による定期回収 学校による集団回収	町 学校
	茶色のガラス製容器		町による定期回収 学校による集団回収	町 学校
	その他の色のガラス製容器		町による定期回収	町
3	飲料用紙容器	紙パック	町による定期回収	町
4	段ボール	ダンボール	町による定期回収	町
5	紙製容器包装	紙製容器包装	町による定期回収	町
6	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収	町
7	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製の 容器包装	町による定期回収 スーパー店頭	町 スーパー

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設、収集車、収集容器等については下表のとおりとする。

	分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
1	スチール製容器	かん	指定容器	資源ごみ収集車	リサイクル センター	
	アルミ製容器					
2	無色のガラス製容器	びん				
	茶色のガラス製容器					
	その他の色のガラス製容器					
3	飲料用紙容器	紙パック			縛る	資源物保管庫
4	段ボール	ダンボール				
5	紙製容器包装	紙製容器包装	縛る または 紙袋			
6	ペットボトル	ペットボトル		リサイクルセンター		
7	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製の 容器包装	指定容器	資源物保管庫		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく必要があるため、各自治会や事業者との連携及び協力により、分別収集及びリサイクルによるごみ減量化の推進を図る。

また、啓発事業として、ごみに関する学習会等を行い、分別の重要性の理解を図る。